

令和 3 年度

男 鹿 市 公 営 企 業 会 計
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

男 鹿 市 監 査 委 員

監 第 20 号
令和4年7月19日

男鹿市長 菅 原 広 二 様

男鹿市監査委員 鈴 木 誠

男鹿市監査委員 吉 田 清 孝

令和3年度男鹿市公営企業会計資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度男鹿市公営企業会計の資金不足比率を、男鹿市監査基準に準拠して審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

令和3年度男鹿市公営企業会計資金不足比率審査意見

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

I 審査の対象

次の各公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- (1) 令和3年度 男鹿みなと市民病院事業会計
- (2) 令和3年度 男鹿市上水道事業会計
- (3) 令和3年度 男鹿市ガス事業会計
- (4) 令和3年度 男鹿市下水道事業会計
- (5) 令和3年度 男鹿市農業集落排水事業会計
- (6) 令和3年度 男鹿市漁業集落排水事業会計

II 審査の着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とした。

III 審査の主な実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類の閲覧、計算突合及び質問等の監査手続きを適用して、法令に適合し、かつ正確であるか、審査した。

IV 審査の日程、対象課等及び実施場所

日 程	対 象 課 等	実 施 場 所
令和4年6月30日(木)	男鹿みなと市民病院	男鹿みなと市民病院
令和4年7月5日(火)	企業局	若美庁舎

V 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であり、いずれも適正に作成されているものと認められた。

各公営企業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

会 計 区 分	資金不足比率	経営健全化基準
男鹿みなと市民病院事業会計	—	20.0%
男鹿市上水道事業会計	—	
男鹿市ガス事業会計	—	
男鹿市下水道事業会計	—	
男鹿市農業集落排水事業会計	—	
男鹿市漁業集落排水事業会計	—	

注1 資金不足比率が発生していない会計は「—」と表記している。

注2 資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標とした経営健全化計画を定めなければならないとされている。

